

# 鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和2年7月31日付第202000108933号鳥取県農林水産部長通知

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、皆伐再造林の施行地において、県が令和2年度皆伐再造林推進モデル事業において行う鳥取県皆伐再造林低コスト技術実証・導入支援業務委託（以下「支援業務」という。）により設置する検討会（以下「検討会」という。）において有識者の助言等を受けながら一貫作業システム等の低コスト化手法を実践する取り組みを支援し、皆伐再造林の推進を図ることを目的として交付する。

## (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

## (事業主体の遵守事項)

第4条 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を他の用途に転用等しないこと。

2 事業主体は、県及び支援業務の受託者から本事業の施行地について調査等を実施したい旨の申し入れがあった場合は応じなければならない。

3 事業主体は、検討会に参加するものとし、検討会の実施・運営が円滑に行われるように県及び支援業務の受託者に協力しなければならない。

## (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

## (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が単価500千円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	県が設置する検討会において有識者の助言等を受けながら行う一貫作業システム等の低コスト化手法の実践
2 事業主体	市町村、森林組合、林業事業者
3 補助対象経費	<p>伐倒、搬出集積に係る経費</p> <p>(1) 事業主体が行う、皆伐再生林のうち伐倒及び搬出集積にかかる補助対象経費は次のとおり算出する。</p> <p>補助対象経費＝面積×標準単価<sup>※1</sup>×(1＋間接費率<sup>※2</sup>)</p> <p>※1 標準単価は、令和2年度鳥取県造林事業標準単価の花粉発生源植替え(皆伐)の標準単価(消費税抜き)とする。</p> <p>※2 間接費率は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成23年3月31日付22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。)に準じて決定するものとする。</p> <p>(2) その他、県が設置する検討会において有識者の助言等を受けて実践する低コスト化手法に要する資機材・消耗品購入費等を計上できるものとする。</p>
4 採択要件等	<p>(1) 皆伐再生林の施行地において、令和元年度に県が実施した「鳥取県皆伐再生林作業コスト低減分析業務」の成果等に基づき、令和2年度において鳥取県皆伐再生林低コスト技術実証・導入支援業務委託により県が設置する検討会において有識者の助言等を受けながら一貫作業システム等の低コスト化手法を実践する取組であること。</p> <p>(2) 0.10ha以上の皆伐再生林施行地であること。</p>
5 補助率	2/3
6 重要な変更	事業費の増

様式第1号（第5条、第8条関係）

鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業計画（報告）書

- 1 事業の目的
- 2 事業実施箇所、面積、事業主体が実践する低コスト化手法に係る事業費等の内訳別紙のとおり
- 3 事業実施期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 添付資料（報告書提出時のみ）
  - （1）施行地明細表（様式第3号）
  - （2）位置図
  - （3）施業図
  - （4）施行写真
  - （5）面積の算出根拠
  - （6）現場労働者に係る社会保険等の加入実態状況調査表（様式第4号）

※添付資料について

- （2）位置図  
縮尺5万分の1程度の地形図及び管内図等に施行地の位置を記載した平面図
- （3）施業図  
縮尺5千分の1程度の地形図等に施行地の区域等を示した平面図
- （4）施行写真  
事業実施前、事業実施中、事業実施後の様子が分かる写真  
及び低コスト化手法の実践に係る状況写真
- （5）面積等の算出根拠  
面積及び事業主体が実践する低コスト化手法に係る事業費等を算出した際の根拠となる資料

(様式第1号 別紙)

事業実施箇所、面積及び事業費の内訳

事業実施箇所	面積 (ha)	事業費(円)			補助金額(円)			自己資金(円)		
		(1)伐倒、搬出集積	(2)その他低コスト化経費	計	(1)伐倒、搬出集積	(2)その他低コスト化経費	計	(1)伐倒、搬出集積	(2)その他低コスト化経費	計

※必要に応じて行を追加すること

※事業実施箇所は、市町村、大字、字、地番を記載すること。複数字及び地番に跨がる場合、その全てを記入すること。

※面積は1施行地あたり0.10ha以上とすること。

※面積は少数第2位まで(少数第3位を四捨五入)とし単位止めとする。

様式第2号（第5条、第8条関係）

鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業収支予算（決算）書

1 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算（決算）額	備 考
県補助金	円	
自己資金	円	
合 計	円	

(2) 支出の部

区 分	予算（決算）額	備 考
事業費	円	
合 計	円	

2 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用の有無	備 考

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを記載すること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先を備考欄に記載すること。

3 消費税の取り扱い

（ 一般納税事業者 ・ 簡易納税事業者 ・ 免税事業者 ）

※該当するものいずれかに○をすること。







様

鳥取県知事 平井 伸治

（元号）年度鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業費補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業費補助金交付要綱（令和2年7月31日付第202000108933号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- (1) 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を他の用途に転用等しないこと。
- (2) 県及び県が令和2年度皆伐再造林推進モデル事業において行う鳥取県皆伐再造林低コスト技術実証・導入支援業務委託（以下「支援業務」という。）の受託者から本事業の施行地に

- ついて調査等を実施したい旨の申し入れがあった場合は応じなければならない。
- (3) 支援業務により設置する検討会に参加するものとし、検討会の実施・運営が円滑に行われるように県及び支援業務の受託者に協力しなければならない。

様式第6号（第8条関係）

仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所  
名 称  
代表者 印

（元号） 年 月 日付第 号で交付決定のあった鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業費補助金について、鳥取県皆伐再造林低コスト技術実践支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額等  
金 円
- 2 上記に係る補助対象経費の額  
金 円
- 3 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円  
（実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額）に補助率を乗じて得た金額）
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
（仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額） 金 円
- 5 補助金返還相当額（4－3） 金 円